

児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業

事業概要

児童養護施設等においては、在宅での生活が困難になった要保護児童が集団生活をしており、発達障がいを抱えた児童も多く在籍している。発達障がい児が施設での安定した生活を送れる環境をつくるとともに、自立するために必要な「社会に適応できるソーシャルスキル」を獲得するための専門的支援を行う。

【取組状況】

● 対象施設

大阪市市管の児童養護施設 10施設
情緒障がい児短期治療施設 2施設
児童自立支援施設 1施設

● 対象児童

施設在籍児童のうち、発達障がい（疑い含む）がある児童
平成26年度：約140名（平成25年度：約260名）

● 実施内容

発達障がい児自立支援専門員（臨床心理士等）が、児童の発達状況に応じた認知・コミュニケーション等に関する指導・訓練を実施。発達障がい児自立支援専門員と施設職員でケースごとに指導・訓練の効果を検証し、支援計画を検討する。

● 実績

平成27年1月末現在 11施設、対象児童199名
(調査時点においては2施設が実績なし)
(平成25年度 10施設、対象児童107名)

施設での取組み例

実施方法

- 非常勤嘱託職員（セラピスト等）と契約し、施設職員と連携しながら入所児童への支援を行う
- 通所等によるカウンセリングの実施

支援内容

- 対象児童の課題を踏まえ、社会生活を送る上で必要な技術や能力を身につけるトレーニング（ソーシャルスキルトレーニング）を実施
- 生活場面における掃除、整理整頓などの自立のためのトレーニングプログラムを設け、様々な経験を通して自信等を育成する
- 幼児期に集団の中で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と、怒りや衝動をコントロールするためのレッスンを実施